

平成二十五年十二月三日受領
答 弁 第 八 四 号

内閣衆質一八五第八四号

平成二十五年十二月三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出「竹島の日」に対する安倍晋三内閣の認識等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出「竹島の日」に対する安倍晋三内閣の認識等に関する再質問に対する答弁書

一について

政府として、北方領土問題及び竹島問題の経緯及び状況等について両者を比較し、両者にどのような違いがあるかについての認識を明らかにすることは、それぞれの問題の相手国との今後の外交上のやり取りに支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。

二について

政府として、地方公共団体の個別具体の取組について見解を述べることは差し控えたい。

三について

政府としては、竹島問題に関する我が国の立場を主張し、同問題の平和的解決を図る上で有効な方策を不断に検討しているが、御指摘のような方策に関し、過去の検討状況も含めその内容を具体的に明らかにすることについては、同問題への今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

四について

これまでも政府は、竹島をめぐる領土問題に関する我が国の立場を明確にする上で、より有効な方策を不断に検討してきたところであり、お尋ねの本年二月二十二日の出席もその一環としてのものである。

五について

お尋ねについて、現時点で予断をもってお答えすることは差し控えたい。